

○厚生労働省告示第二百六十一号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等々の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等々の一部を改正する告示

（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部改正）

第一条 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。） イ サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。 (1) 次の(一)及び(二)の期間が通算して五年以上である者、(三)の期	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。） イ サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)及び(2)に定める要件を満たす者とする。 (1) 次の(一)及び(二)の期間が通算して五年以上である者、(三)の期

間が通算して八年以上である者又は(一)から(三)までの期間が通算して三年以上かつ(四)の期間が通算して三年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。

(一) (略)

(二) 次のaからeまでに掲げる者であつて、社会福祉法第九條第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士(児童福祉法第十八條の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号。以下この(二)において「改正法」という。)附則第十二條の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号。以下この(二)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。))第十二條の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にあるa、c若しくはdに規定する施設、bに規定する事業を行う場所又はeに規定する機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八條の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二條の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十三條第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第十七條第二項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。))が、身体上又は精神上的の障害があるこ

間が通算して八年以上である者又は(一)から(三)までの期間が通算して三年以上かつ(四)の期間が通算して三年以上である者(以下「実務経験者」という。)であること。

(一) (略)

(二) 次のaからeまでに掲げる者であつて、社会福祉法第九條第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十七号)第十二條の五第五項に規定する事業実施区域内にあるa、c若しくはdに規定する施設、bに規定する事業を行う場所又はeに規定する機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第四十三條第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第六十九号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)第十七條第二項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。))が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。))を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」という。))に従事した期間

二・三 ロ ト (略)	(2) (三) a (略) ・ (四) s (略) (略) e (略) (略) (略) た期間 に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事し 練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育 の向上のために必要な動作の指導、知識技能の付与、生活能力 という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓 介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活 排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその により日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、
二・三 ロ ト (略)	(2) (三) a (略) ・ (四) s (略) (略) e (略) (略) (略)

(基本診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
第九 特定入院料の施設基準等 一〇八 (略) 九 小児入院医療管理料の施設基準 (1) (6) (略) (7) 小児入院医療管理料の注2に規定する加算の施設基準 イ 保育士一名の場合の施設基準 ① 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下この(7)において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この(7)において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下この(7)において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域（以下この(7)において「事業実施区域」という。）内にある保険医療機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）が一名以上配置されていること。 ロ 保育士二名以上の場合の施設基準 ① 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（認定地方公共団体の区域内又は	第九 特定入院料の施設基準等 一〇八 (略) 九 小児入院医療管理料の施設基準 (1) (6) (略) (7) 小児入院医療管理料の注2に規定する加算の施設基準 イ 保育士一名の場合の施設基準 ① 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）が一名以上配置されていること。 ロ 保育士二名以上の場合の施設基準 ① 当該病棟に専ら十五歳未満の小児の療養生活の指導を担当する常勤の保育士（国家戦略特別区域法第十二条の

（傍線部分は改正部分）

事業実施区域内にある保険医療機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）が二名以上配置されていること。	第五項に規定する事業実施区域内にある保険医療機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）が二名以上配置されていること。
十 〃 二十一 (8) 〃 (13) ② (略) (略) (略)	十 〃 二十一 (8) 〃 (13) ② (略) (略) (略)

(指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正)

第三条 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。 イ・ロ（略） ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下このハにおいて「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下このハにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三号各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省令関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害	一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びヘの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。 イ・ロ（略） ハ (一)から(三)までに掲げる者であつて、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある(一)若しくは(三)に規定する施設又は(二)に規定する事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三号各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省令関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設定及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間

者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務（以下「介護等の業務」という。）に従事した期間 （一）（三）（略） ニ ト （略） 二 四 （略）	（一）（三）（略） ニ ト （略） 二 四 （略）
--	--

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正)

第四条 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二十八条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成二十五年厚生労働省告示第三百六十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		
事業の種類 (略)	事業の種類 (略)	対象業務 (略)
社会保険・ 社会福祉・ 介護事業	(略)	要介護三以上、障害支援 区分四以上(障害児にあ つては、短期入所に係る 障害児支援区分二以上) 又は未就学児の利用者で あつてサービスの停止等 が生命維持に重大かつ緊 急の影響があるものがい る入所施設又は訪問事業 所において、介護職員、 保健師、助産師、看護師 、准看護師、保育士(児 童福祉法(昭和二十二年 法律第百六十四号)第十 八条の二十七第一項に規 定する認定地方公共団体 の区域内又は児童福祉法 等の一部を改正する法律
新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十 一号。以下「法」という。)第二十八条第一項第一号の規定に基づ き厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事 業の種類及び事業の種類の詳細に依りて、それぞれ同表の下欄に掲 げる対象業務に従事する者であつて、法第十八条第一項に規定する 基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予 防接種の対象者であることとする。		
改正前		
事業の種類 (略)	事業の種類 (略)	対象業務 (略)
社会保険・ 社会福祉・ 介護事業	(略)	要介護三以上、障害支援 区分四以上(障害児にあ つては、短期入所に係る 障害児支援区分二以上) 又は未就学児の利用者で あつてサービスの停止等 が生命維持に重大かつ緊 急の影響があるものがい る入所施設又は訪問事業 所において、介護職員、 保健師、助産師、看護師 、准看護師、保育士若し くは理学療法士等又は施 設長等その他の意思決定 者が行う介護等の生命維 持に係るサービスの業務
新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十 一号。以下「法」という。)第二十八条第一項第一号の規定に基づ き厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事 業の種類及び事業の種類の詳細に依りて、それぞれ同表の下欄に掲 げる対象業務に従事する者であつて、法第十八条第一項に規定する 基本的対処方針で定める法第二十八条第一項第一号の規定による予 防接種の対象者であることとする。		

(略)	
(略)	
(略)	(令和七年法律第二十九号。以下この欄において「改正法」という。)附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号。以下この欄において「施行日前国家戦略特別区域法」という。第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域内にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士)、理学療法士等又は施設長等その他の意思決定者が行う介護等の生命維持に係るサービスの業務
(略)	
(略)	
(略)	

附 則

この告示は、令和七年十月一日から適用する。